

97) 日本の配偶者ビザと医療・介護保険

日本国籍と外国籍のカップルが日本に居住する場合、外国籍の配偶者は日本の配偶者ビザを取得する必要あり

以下の申請書類を日本出入国在留管理庁に提出し、申請

- 1) 在留資格認定証明書1通
- 2) 写真1枚
- 3) 日本人配偶者の戸籍謄本1通
- 4) 申請人の国の発行した結婚証明書1通
- 5) 日本での滞在費用を証明する資料
- 6) 日本人配偶者の身元保証書1通
- 7) 日本人配偶者の世帯全員の住民票1通
- 8) 質問書

詳しくは[こちら](#)

97) 日本の配偶者ビザと医療・介護保険

日本の社会保険には、年金保険・雇用保険・医療保険・介護保険・労災保険の五つあり、年金保険と雇用保険は本人の過去の保険料の納付実績によって年金・失業手当の給付金額は異なる

しかし、医療保険（全年齢）・介護保険（満40歳以上）は海外在住の日本人は過去の保険への加入実績に拘わらず、日本に本帰国・住民登録をして保険に加入すれば保険を利用して医療・介護サービスは受けられる

外国籍の配偶者も日本の配偶者ビザを取得して、日本の住民登録をすれば、その在留資格に応じて、過去に日本の医療・介護保険への加入実績が無くとも日本の医療・介護保険に加入し、保険を利用して医療・介護サービスを受けられる

詳しくは[こちら](#)